義案第66号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について 資料2 都市公園法第5条及び行為における使用料の近隣市比較について

	備考		法第5条の規定による 公園施設			公園内行為 第4条第1項各号に掲げる行為											
	有無		設置の場合	管理の場合	単位	行商、募金、出店、 その他これらに類する行為	単位	業として行う 写真の撮影	単位	業として行う 映画の撮影	単位	興業	単位	競技会、展示会、博覧会、 集会その他これらに類する催し	単位	その他 単	位
宝塚市			<del>650円以上/月</del> 650円以	1,300円/月 上/月 で立地条件、営業形態等を 勘案して市長が定める額	m <sup>*</sup>	650円/日	m <sup>*</sup>	1,949円/日	人	7,777円/日	回	<del>517円/日</del> 48円/日	m <sup>*</sup>	<del>383円/日</del> 16円/日	m <sup>*</sup>	-	
尼崎市	H30.4.1改訂予定		-	-	-	735円/日	m <sup>*</sup>	2,536円/日	台 ※1	10,208円/日	箇所	49円/日	m <sup>‡</sup>	10円/日	m <sup>*</sup>	その他公園の全部又は 一部を独占して利用す るとき。 22円/日	ท์
西宮市 ※2			750円以内/ 月 ※3	2,250円以内/月 ※3	mi	50円/時	mi	3,000円/日	箇所	3,000円/日	箇所	2円/時	m <sup>*</sup>	1円/時	m <sup>*</sup>		-
芦屋市			46円/月	97円/月	m <sup>‡</sup>	680円/日	mi	1,940円/日	人	7,760円/日	回	50円/日	m²	-	-		_
伊丹市	設置管理は行政財産使用料条例に基づき設定。		行政財産使用料 を準用 ※4	行政財産使用料を準用 ※4		408円/日	mi	730円/日	人	730円/日	人	-	-	10円/日	m <sup>‡</sup>		-
川西市			267円/月	800円/月	m³	438円/日	m <sup>‡</sup>	1,334円/月	台 ※1	5,335円/日	箇所	36円/日	m <sup>‡</sup>	5円/日	m <sup>*</sup>	その他全部または一部 を独占使用するとき。 n 12円/日	ก้
三田市	行政財産使用料条例に基づき設定。		-	-	-	100円/日	m <sup>‡</sup>	3,000円/日		3,000円/日	箇所	50円/日	m <sup>*</sup>	10円/日	m		-
神戸市			110円/月	公園施設毎に規定	m <sup>*</sup>	150円/日	m <sup>*</sup>	900円/日 (広告写真 30,000円/日/ 回)	人	60,000円/日	回	12円/日	m <sup>‡</sup>	競技会等12円/日 (集会その他これに類す る催しの開催4円/日)	m <sup>*</sup>		
兵庫県		Z	3,430円/年 (軽飲食店 等)	11,760円/年 (恒常的軽飲食店等)	m <sup>*</sup>	_	_	_	-	_	-	その他営業 170円/日	件	30円/日	m <sup>*</sup>		
		甲	2,060円/年 (軽飲食店 等)	10,380円/年 (恒常的軽飲食店等)	m <sup>*</sup>	_	-	_	-	-	-	その他営業 100円/日	件	15円/日	m <sup>*</sup>		_

<sup>※1…</sup>写真機の台数。

<sup>※2…</sup>施行規則において、施設ごとに細分化されている。 ※3…法2条第2項の公園施設。

<sup>※3・・・・</sup>ス2 米 第2 項の 公園 心 版 。 ※4・・・伊丹市行政財産使用料条例第2条の規定により算定した額。 (土地)財産価格に40/1,000を乗じた額(年額) (建物)財産価格に75/1,000を乗じた額(年額)